

さいたま市告示第 1 2 9 8 号

産業集積拠点整備手法検討業務（田島地区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき告示する。

令和 7 年 8 月 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

産業集積拠点整備手法検討業務（田島地区）

(2) 履行場所

さいたま市桜区田島七丁目地内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に業務「建設コン／開発事業」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本業務の遂行に当たっては、管理技術者、照査技術者を配置することとし、下記資格について、管理技術者及び照査技術者にて網羅するとともに、いずれかを有する者とする。なお、管理技術者、照査技術者はいずれも 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものであり、管理技術者と照査技術者は兼ねることができないものとする。

①技術士（建設部門：都市及び地方計画）、または R C C M（都市計画及び地方計画）

②土地地区画整理士

(5) 平成 2 7 年度 4 月 1 日以降に、埼玉県、東京都、神奈川県または千葉県において、「産業系土地地区画整理事業」もしくは「市街化調整区域における地区計画（産業系）」における土地利用計画の作成、概略事業計画の作成及び地元地権者との合意形成支援の業務実績を有すること。

- (6) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)、またはJISQ15001(プライバシーマーク：個人情報保護に関するマネジメントシステム)の認証を有していること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市建設工事等電子入札運用基準に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。２の要件を満たしている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(3) 受付期間

告示の日から令和７年８月１９日（火）まで（休日を除く午前８時３０分から午後４時００分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課
担当　産業拠点整備係　電話　０４８（８２９）１３５６

(2) 交付日時

令和７年８月２１日（木）午前８時３０分から午後４時００分まで

(3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって

落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和7年8月26日（火）から令和7年8月27日（水）午後4時まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後4時00分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月28日（木）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048(829)1356

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。